

発表日付：令和 6 年 11 月 20 日

【職員人件費】

担 当 課：島根県原子力安全対策課

担 当 者：三村

電 話：0852-22-5957

【核燃料税】

担 当 課：島根県税務課

担 当 者：畑、若槻

電 話：0852-22-5891、5923

## 中国電力(株)による原子力関係業務に係る職員人件費の負担

### 1. 概要

- (1) 原子力関係業務に係る職員人件費は、従前は核燃料税収入で対応する財政需要としていた
- (2) 今回、核燃料税とは別に、当面、県及び関係 4 市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）の職員人件費を年 5 億円程度負担していただくことについて、中国電力と概ね合意
- (3) 核燃料税については、今後 5 年間（R7.4.1～R12.3.31）の税率を 17%相当（現行と同様）とし、条例案を 11 月定例会に上程予定

【参考】 税収見込

※島根原子力発電所 2 号機が R6.12 に再稼働し、R7.1 に営業運転開始した場合

- ・次期期間（R7～R11） 56 億円程度
- ・現行期間（R2～R6） 42 億円程度

（現行制度は別紙のとおり）

### 2. 負担額

5 億円程度/年（※うち 1.6 億円程度を県から関係 4 市へ交付）

※ 現行の島根県原子力防災安全等対策交付金とは別枠

### 3. 期間

国が財政措置を行うまで

## 【別紙】

### 核燃料税の概要（現行制度）

#### 1. 概要

- (1) 核燃料税は、原子力発電所の立地に伴い安全対策や環境保全等の県が行う施策が必要となることから、島根県が独自に課税している法定外普通税で、昭和 55 年に創設され、これまで概ね 5 年ごとに 8 回条例制定し、現在 9 期目
- (2) 現行制度では、発電用原子炉の設置者（電力会社）に、発電用原子炉に挿入された核燃料の価格（取得原価）の 8.5% の価額割と、発電用原子炉の熱出力に対し一課税期間（3 ヶ月）につき 1,000kW あたり 41,100 円（8.5% 相当）の出力割を課税
  - ※ 1 価額割と出力割の税収割合は 1 : 1
  - ※ 2 廃止措置計画認可後の発電用原子炉については出力割のみで 63,000 円（過去に当該発電用原子炉に挿入された核燃料の価格（取得原価）の 17% 相当）
- (3) 現在、核燃料税は本県を含め 12 道県で課税

#### 2. 使途

- (1) 核燃料税は、県が行う原子力発電所の安全対策にかかる経費や道路整備、河川・農道・漁港の整備改修などに使われている
- (2) また、平成 27 年度からは、一部を島根県原子力防災安全等対策交付金として、原子力発電所の防災安全対策等の財政需要に対し、原子力発電所が立地する松江市及びその周辺市の出雲市、安来市、雲南市へ交付

##### ○ 島根県原子力防災安全等対策交付金

##### ① 交付対象事業

原子力発電所の立地により必要となる事業であって、原子力防災安全、地域の振興及び住民福祉の向上に資する事業

##### ② 交付額

- ・核燃料税収入額を次の割合で交付
- ・令和 4 年度からは周辺 3 市について、交付割合で算定した額が基本額を下回る場合には、基本額を交付

|      | 松江市 | 出雲市   | 安来市   | 雲南市   |
|------|-----|-------|-------|-------|
| 交付割合 | 12% | 4%    | 2%    | 2%    |
| 基本額  | —   | 8 千万円 | 4 千万円 | 4 千万円 |